

【見舞金制度】

見舞金の種類	被害区分	世帯区分	見舞金	寄宿舍又は寮に居住している者
<p>1 佐世保市小災害見舞金</p> <p>※ 所管 市民生活部市民生活課 (内線 2252,2253)</p> <p><その他></p> <p>○見舞品の支給 1人につき毛布1枚</p> <p>○自然災害により被災者が避難した場合の見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活の本拠を他に移した時 70,000 円 ・他の住宅へ移転し、1 ヶ月以上の家賃を支払う場合 <p>持家の場合 月額 25,000 円 (2 年を限度)</p> <p>借家の場合 月額 15,000 円 (3 月を限度)</p>	全焼、全壊、全流失	1人世帯	50,000 円	1人につき 5,000 円
		1人増すごとに	5,000 円増額	
	半焼、半壊、半流失	1人世帯	30,000 円	1人につき 3,000 円
		1人増すごとに	5,000 円増額	
	水損及び床上浸水	1世帯	20,000 円	1人につき 2,000 円
		災害が直接原因となつて被災者が重傷を負った場合	1人につき	
<p>2 社会福祉協議会災害見舞金</p> <p>※ 所管 佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174</p>	全焼、全壊	1人～2人	10,000 円	※ 死亡者がある場合、別に香典として1人 10,000 円
		3人～4人	15,000 円	
		5人以上	20,000 円	
	半焼、半壊	1人～2人	7,000 円	
		3人～4人	10,000 円	

【見舞金制度】

見舞金の種類	被害区分	世帯区分	見舞金	寄宿舍又は寮に居住している者
		5人以上	15,000 円	
	床上浸水、水損	1世帯	5,000 円	
<p>3 長崎県共同募金会災害見舞金 ※ 所管 佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174</p>	全焼、全壊、全流失	1世帯	10,000 円	※ 死亡者がある場合、別に香典として1人 10,000 円
<p>4 日本赤十字社災害救護活動 ※ 所管 保健福祉部保健福祉政策課 (内線 5520) 日本赤十字社長崎県支部佐世保市地区事務局</p>	全焼、全壊、全流失 半焼、半壊、床上浸 水、避難所に避難	1人につき 1世帯(4人家族 を基本)	救援物資1セット(毛布1、タオルケット1、バスタオル1、タオル 1、歯ブラシ1) 緊急品セット 1箱 ※必要に応じて、ブルーシート1枚を支給	

【見舞金制度】

見舞金の種類	被害区分	世帯区分	見舞金
<p>5 災害障害見舞金 (長崎県知事が、災害救助法を公示した場合に適用) ※ 市窓口 市民生活部市民生活課 (内線 2252,2253)</p>	<p>(1)対象災害 ①自然災害により、市町村の区域内において住家が5世帯以上滅失した場合 ②自然災害により、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ③上記と同等と認められる特別の事情がある場合</p> <p>(2)対象者 災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者</p> <p>(3)費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4</p>	<p>生計維持者</p>	<p>2,500,000 円</p>
		<p>その他の者</p>	<p>1,250,000 円</p>

【見舞金制度】

見舞金の種類	対象となる自然災害	対象者	支給限度額及び支給の対象となる経費																																																														
<p>6 被災者生活再建支援法による支援金</p> <p>※市窓口 市民生活部市民生活課 (内線 2252,2253)</p>	<p>①災害救助法施行令に該当する被害</p> <p>②10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>③100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>④その他</p>	<p>①住宅が「全壊」した世帯</p> <p>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>支援金の支給額は、以下の2つの支給金の合計額</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1" data-bbox="1240 395 2078 981"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th></th> <th>②</th> <th>計①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯 世帯の 構成員が 複 数</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯 世帯の 構成員が 単 数</td> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯 世帯の 構成員が 単 数</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯 世帯の 構成員が 単 数</td> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5</td> <td>建設・購入</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一時的に賃借し、その後家屋を建設・補修される場合など、2つ以上該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。</p> <p>※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円（単数世帯は57.5万円）を加算する。ただし、支援金額の合計は300万円（単数世帯は225万円）を超えることはできない。</p>	区 分		基礎支援金		加算支援金		住宅の被害程度		住宅の再建方法		①		②	計①+②	複数世帯 世帯の 構成員が 複 数	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150	単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	補修	75	150	賃借	37.5	112.5	単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	補修	75	112.5	賃借	37.5	75
区 分		基礎支援金				加算支援金																																																											
		住宅の被害程度				住宅の再建方法																																																											
		①		②	計①+②																																																												
複数世帯 世帯の 構成員が 複 数	全壊世帯	100	建設・購入	200	300																																																												
			補修	100	200																																																												
			賃借	50	150																																																												
単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																																												
			補修	100	150																																																												
			賃借	50	100																																																												
単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	全壊世帯	75	建設・購入	150	225																																																												
			補修	75	150																																																												
			賃借	37.5	112.5																																																												
単数世帯 世帯の 構成員が 単 数	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5																																																												
			補修	75	112.5																																																												
			賃借	37.5	75																																																												